

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料については、A市B区役所から未納であるとの連絡が有り、納付書により納付した。保険料については、姉の分とともに納付してきており、申立期間の保険料について、姉は納付済みなのに私のみが未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、平成7年11月の国民年金保険料を、同年11月30日に納付していることがオンライン記録により確認できることから、同日までに国民年金の再加入手続を行ったものと推認でき、この時点で、申立期間は現年度納付が可能であり、国民年金の再加入手続を行いながら、現年度保険料を納付しなかった事情は見当たらない上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉は、申立期間の保険料を納付済みであることが確認できることから、申立期間の保険料は納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで  
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 53 年 3 月頃国民年金に加入し、定期的に送られてくる納付書により国民年金保険料を自分で納付した。各年度末には未納のチェックが行われるはずであり、未納があれば遡って納付しているはずである。申立期間①及び②が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており、平成 8 年度以降は保険料を前納していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間①及び②を含む昭和 57 年 7 月から平成元年 7 月までは、申立人の父親名義の銀行口座から口座振替により納付されており、申立期間①及び②については口座振替が行われていないことが確認できるものの、同様に口座振替されなかった 61 年 12 月は 63 年 9 月 26 日に過年度納付し、63 年 11 月は 64 年 1 月 7 日に OCR 払込書で納付していることが、オンライン記録で確認できる。

さらに、申立期間①及び②当時、A 市では、国民年金保険料を口座振替

できなかった場合は、その翌月に OCR 払込書を発行し、納付が確認できない場合は、翌年度に社会保険事務所(当時)から過年度納付書を発行していたことが確認できることから、申立期間についても、送付された納付書により納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和48年8月31日から同年9月1日までについて、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年8月に係る標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和48年10月1日から同年12月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年10月は8万6,000円、同年11月は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社B（現在は、株式会社C）における資格取得日に係る記録を平成9年3月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月31日から同年12月31日まで  
② 平成9年3月1日から同年4月1日まで

申立期間①について、A株式会社に昭和48年12月末まで引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて

ほしい。

また、申立期間②について、有限会社Bの厚生年金保険被保険者期間が3か月となっているが、4回保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和48年8月31日から同年9月1日までについて、申立人は、雇用保険の記録から、同年8月31日までA株式会社に勤務していたことが確認できるが、申立人の同社における資格喪失日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当初同年9月1日と記録されていたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和48年8月31日）の後の同年10月31日付けで、同年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が遡って行われていることが、申立人を含む13人について確認できる。

しかしながら、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和48年8月31日）において、上記の訂正処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年9月1日であると認められる。

なお、昭和48年8月の標準報酬月額については、同年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和48年10月1日から同年12月31日までの期間について、A株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたものの、閉鎖商業登記簿謄本から法人事業所であったことが確認できる上、当該期間当時の同僚は、「昭和48年12月末頃までは、申立人を含め7人が勤務していた。」と供述していることから、当該期間についても厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人が保管している給与明細書及び複数の同僚の供述により申立人がA株式会社において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、昭和48年10月1日から同年12月31日までの期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、同年10月は8万

6,000円、同年11月は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和48年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が保管している給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人が当該期間においてA株式会社に勤務していたことは認められるが、同年9月の給与明細書から当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和48年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の記録、申立人が保管している給与明細書及び株式会社Cから提出された回答により申立人が当該事業所において申立期間に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬月額から、36万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得日を平成9年4月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年6月1日まで

私は、B株式会社に昭和41年7月に入社し、その後同社の社長から42年4月1日にA株式会社を設立するため同社に異動するよう指示があり当時のC部は全員が異動したが、申立期間は厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支払明細書、雇用保険の加入記録並びに申立期間当時の代表取締役及び給与計算事務担当者の供述により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から2万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A株式会社は昭和42年6月1日に適用事業所となっているが、それ以前は適用事業所としての記録が無い。

しかし、A株式会社の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、昭和42年4月1日現在の従業

員数が9人いることが確認できる上、当該事業所の業種からみて、当時の厚生年金保険法の適用事業所要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における被保険者資格の取得日が昭和42年6月1日になっていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は28万円、申立期間④は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月20日  
② 平成17年7月25日  
③ 平成17年12月25日  
④ 平成20年7月28日

「ねんきん定期便」に記録されている標準賞与額と、賞与明細書の厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額が一致しないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年12月20日、17年7月25日、20年7月28日に支給された賞与に係る賞与明細書、及びA株式会社が保管する当該期間に係る賃金台帳一覧の保険料控除額から、申立人は、申立期間①及び

②は 28 万円、申立期間④は 38 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、平成 17 年 12 月 25 日に支払われた賞与に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び A 株式会社が保管する賃金台帳一覧により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 14 日  
② 平成 17 年 12 月 14 日  
③ 平成 18 年 7 月 2 日

申立期間に支給された賞与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当時の賞与の届出が漏れていた。会社の事務担当者がその後訂正の届出を行ったものの、時効により年金額に反映しないとされた。私の標準賞与記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年12月14日、17年12月14日、18年7月2日に支給された賞与に係る賞与明細書、及びA株式会社が保管する申立期間に係る賃金台帳一覧の保険料控除額から、申立人は、申立期間①、②及び③について、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人の株式会社AのB本店の資格喪失日に係る記録を昭和22年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、200円とすることが必要である。

また、申立期間②については、申立人の株式会社AのB本店における資格取得日は昭和29年7月19日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのC支店における資格喪失日及び同社B本店の資格取得日に係る記録を昭和31年12月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

加えて、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社AのB本店における資格喪失日及び同社D支店の資格取得日に係る記録を昭和32年4月3日に訂正し、同社D支店の資格喪失日及び同社B本店の資格取得日に係る記録を33年4月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④のうち、33年4月14日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。また、32年4月3日から33年4月14日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和21年9月1日から22年9月1日まで  
② 昭和29年7月19日から同年7月26日まで  
③ 昭和31年12月31日から32年1月1日まで  
④ 昭和32年4月1日から33年5月1日まで

私は、昭和12年8月に株式会社Aに入社以来、51年1月に退職するまで継続して勤務した。しかし、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の加入期間に空白期間が生じている。同社を途中で退職したことはないので、申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aから提出された申立人の在籍証明書及び申立人が保管する昭和49年12月19日付け満32年以上勤続表彰状並びに元同僚の回答から、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの厚生年金保険に関する業務を代行しているE株式会社に照会したところ、「株式会社Aは、昭和21年7月から22年9月までF年金に切り替えていた可能性がある。」と回答しているところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含む多数の被保険者氏名記載欄に「○で囲まれた『G』」の記録が確認できることから、申立人が申立期間①において、F年金に加入していたと認められる。

さらに、F年金制度と厚生年金保険法に係る資料等によれば、F年金加入者については、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「F年金の厚生年金保険法への移管」、「F年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」、及び「F年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、また、旧台帳等にF年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月1日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとされていることが確認できる。

このことについて、社会保険庁（当時）は、当該資料に基づき、これらの調整が行われており、当該制度及び厚生年金保険法において、問題なく処理されるものである旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生

年金保険被保険者台帳における昭和 21 年 8 月の記録から、200 円とすることが妥当である。

申立期間②について、株式会社AのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社C支店において昭和 29 年 7 月 19 日に資格を喪失し、オンライン記録では、同年 7 月 26 日に同社B本店において資格を取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録及び株式会社Aから提出された在籍証明書により、申立人は昭和 29 年 7 月 19 日に同社B本店に異動し、申立期間②において継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社AのB本店における資格取得日は、昭和 29 年 7 月 19 日であると認められる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録、株式会社Aにおける在籍証明書及び上記の勤続表彰状並びに複数の元同僚の回答から、申立人は申立期間③において株式会社Aに継続して勤務（昭和 31 年 12 月 22 日に同社C支店から同社B本店に異動）していたことが確認できる。

また、株式会社Aにおいて会計事務を担当していた元同僚は、申立人は定年まで継続して同社に勤務し、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において株式会社Aに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における 32 年 1 月の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録、株式会社Aにおける在籍証明書及び上記の勤続表彰状並びに元同僚の回答から、申立人は申立期間④において株式会社Aに継続して勤務（昭和 32 年 4 月 3 日に同社B本店から同社D支店に異動し、33 年 4 月 14 日に同社D支店から同社B本店に異動）

していたことが確認できる。

また、株式会社Aにおいて会計事務を担当していた元同僚は、申立人が定年まで継続して同社に勤務し、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において株式会社Aに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和32年3月及び33年5月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間④のうち、33年4月14日から同年5月1日までの期間については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④のうち、昭和32年4月3日から33年4月14日までの期間については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年4月から33年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から50年3月まで

申立期間当時、父親はA市B区で個人商店を営み国民年金に加入していたので、私が20歳になった際、父親が国民年民の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。結婚後は、妻が二人の保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、婚姻前は申立人の父親が、婚姻後は申立人の妻が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより「C（漢字）」「D（カナ）」で検索したが、A市において国民年金に加入した形跡は見当たらず、申立人及びその妻は、E市の国民年金被保険者名簿において、受付年月日欄に「50.12.15」と記載されていることから、申立人及びその妻は、昭和50年12月15日に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号も同日付けで払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した昭和50年12月の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳にその旨の記録は見当たらず、婚姻後一緒に納付していたとする申立人の妻もオ

ンライン記録において同年3月まで保険料が未納とされている。

さらに、申立人の父親又は申立人の妻若しくは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から10年1月まで

父親が平成10年4月頃、A町役場（現在は、B市）で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、加入手続の際、国民年金保険料を2年間遡って納付できると聞き、役場内の金融機関で申立期間の保険料約30万円を納付書で一括納付してくれたはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月頃に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を役場内の金融機関で一括納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人は、平成10年4月17日に国民年金の加入手続を行ったことがA町の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、この時点では、申立期間のうち、8年1月及び同年2月は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立人は申立期間の保険料を一括納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間のうち、平成9年4月から10年1月まではA町に国民年金保険料を納付することとなるが、同町の被保険者名簿には保険料を納付した記録は見当たらず、申立期間のうち、8年3月から9年3月までは過年度納付によることとなるが、過年度分については同町役場内の金融機関において収納取扱いを行っておらず、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、申立人の父親名義の金融機関の口座から、約 30 万円を引き出し納付したとしているが、当該口座には、申立内容に符合する出金記録は確認できない。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から59年3月まで

私は、昭和59年4月頃、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は遡って納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により昭和61年4月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、国民年金に加入した上記の時点において時効とならない、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料額7万4,640円及び60年4月から61年3月までの保険料額8万880円を遡って納付している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年3月まで

私は、昭和42年10月に結婚し、この頃、夫が自宅に来ていた集金人に国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、夫が、自身及び義父母の分と一緒に納付してくれていたはずであり、未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月頃、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年頃から23年頃まで  
② 昭和25年10月27日から26年1月1日まで  
私は、申立期間①についてA株式会社に勤務し、申立期間②についてBに雇用され勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が私の記憶と違っているため、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA株式会社の業務内容に係る詳細な記憶から、申立人が少なくとも申立期間のうち一部期間において、当該事業所に勤務していた可能性は有る。

しかし、A株式会社は昭和46年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は亡くなっている上、事業主の親族に照会したが、厚生年金保険料の控除を確認するための関連資料等は保管されていないため、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、オンライン記録から、申立期間当時にA株式会社に勤務していたことが確認できる元同僚に照会したが、申立期間①において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立期間①に係るA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いため、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難

い。

申立期間②について、当時の同僚は、「時期は不明だが申立人と一緒にCで勤務した。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該施設に勤務していた可能性がある。

しかし、D県E部F課が保管する、D県G事務所の作成したB施設に勤務する日本人従業員の労務管理資料において、申立人が昭和25年10月27日にB施設の美術館を退職したこと、及び同年12月19日からBのH病院に勤務していたことが確認できる。

また、上記D県E部F課が保管する資料において申立人と同時期の昭和25年12月15日から同年12月22日に採用された28人のうち、D県G事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記載が確認できる19人は、申立人と同様に26年1月1日に厚生年金保険の資格を取得していることから、当時D県G事務所では、B施設に勤務する全ての従業員について、採用後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が勤務していたとするCについて、D県E部F課が保管する資料及びD県G事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、該当すると思われる同名称の施設が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 1 月 21 日から同年 2 月 4 日まで  
③ 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②については株式会社B（現在は、株式会社C）に、申立期間③については有限会社Dに勤務していたが、ねんきん定期便で確認したところ、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A株式会社に保管されている「厚生年金保険被保険者取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 37 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、A株式会社の現在の人事課担当者は、「現存している申立期間当時の資料をみると、入社日と厚生年金保険の資格取得日が1か月ずれている者が複数確認できる。」と供述している。

さらに、申立期間当時の同僚は、「私は、昭和 37 年 4 月 1 日にA株式会社に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年 5 月 1 日からである。」と供述している上、オンライン記録から同人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 37 年 5 月 1 日であることが確認できることから、当該事業所において、全ての従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、昭和 38 年 1 月 21 日に株式会社 B に入社したと主張しているものの、申立人の記憶は曖昧であり、申立人の正確な入社日を特定することはできない。

また、当該事業所に照会したが、申立期間当時の人事記録等の関連資料は現存せず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の元同僚に照会を行ったが、申立人について詳細に記憶しておらず、申立人の当該事業所における勤務開始時期及び申立期間に係る厚生年金保険の加入について確認できる回答を得ることができない。

加えて、上記元同僚は、当該事業所において試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入していた旨回答している。

申立期間③については、有限会社 D の元事業主及び元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間の一部の期間において申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所記号簿の記載によると、有限会社 D は、昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、有限会社 D の元事業主は「自分は、事業所が厚生年金保険の適用を受けるまでの期間は、国民年金に加入しており、他の従業員も各自で加入していると思っていた。」と供述しており、元同僚は、「当時は個人事業所であり、厚生年金保険に加入していないことを承知していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 31 日まで

私は、中学卒業後しばらくしてからA丸の船員になった。A丸は、貨物船で主として材木を、B・C・DからEなどへ運んでいた。A丸の乗組員は、船長の家族3人と私の4人でした。1年くらいした頃に同じ中学の1年上の同僚に出会い、F丸に移ることになった。F丸も同じような船で、2年くらい乗船していた。A丸及びF丸に乗船していた期間を船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A丸の申立期間当時の船長の親族並びにA丸及びF丸と一緒に乗船していた元同僚の供述から、申立人が、期間は特定できないものの、A丸及びF丸に乗船していたことは推認できる。

申立期間①については、当時のA丸の船舶所有者及び船長は既に亡くなっており、上記の船長の親族に照会したが、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、A丸における申立人の勤務状況について、元同僚は、「申立人は日給制の臨時雇用で、乗船して航行したのは数回程度であったことから、正規の船員としての扱いではなかった。」と供述している。

申立期間②については、当時のF丸の船舶所有者及び船長の所在が確認できず、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、元同僚は、「自分がF丸に乗船するに当たり、船員保険の継続を船長に求めたところ、同船は船員保険には加入していないと言われた。」と供述しており、当該元同僚についても、F丸での船員保険の加入記録は確認できない上、F丸が船員保険適用船としての記録が見当たらないことから、同船において船員保険は適用されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「船員手帳の交付を受けていた。」と主張しているが、国土交通省及びG運輸支局において検索照会をしたが、「申立人の氏名及び生年月日の検索では該当する者は見当たらない。」と回答しており、申立人の船員手帳の交付は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 30 日まで  
(A 株式会社)  
② 昭和 40 年 3 月 20 日から同年 3 月 27 日まで  
(B 株式会社)  
③ 昭和 40 年 5 月 15 日から 41 年 5 月 1 日まで  
(C 社)

株式会社Dの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、それ以前に加入していたA株式会社、B株式会社及びC社の被保険者期間については、受給していないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Dの厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、A株式会社、B株式会社及びC社の被保険者期間については受給していないと主張している。

しかしながら、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書では、株式会社Dの厚生年金保険被保険者期間とともに、A株式会社、B株式会社及びC社の被保険者期間についても併せて脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「受付 44. 11. 25」の押印が有るとともに、同裁定請求書の裏面には、昭和 45 年 3 月 4 日に申立人の義母が申立人の脱退手当金を代理受領した旨の署名及び押印が確認できる上、脱退手当金は、当該 4 事業所を通算して算出されており、その支給額に計算上の

誤りは無く、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。